

お び っ

小櫃てらす 設立総会



日 時 令和8年6月11日（木）

午後7時から

場 所 小櫃公民館・研修室

小櫃てらす設立総会次第

日 時 令和 8 年 6 月 1 1 日（木）

午後 7 時から

場 所 小櫃公民館・研修室

1 開 会

2 定足数の確認

3 議長の選任

4 議事録署名人の選任

5 審議事項

- | | | | |
|-----|---------|-----------------------------|----|
| (1) | 議案第 1 号 | 「小櫃てらす」設立の件・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
| (2) | 議案第 2 号 | 確認書の確認の件・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2 |
| (3) | 議案第 3 号 | 「小櫃てらす」規約に関する件・・・・・・・・ | 3 |
| (4) | 議案第 4 号 | 設立当初の会費に関する件・・・・・・・・ | 9 |
| (5) | 議案第 5 号 | 事業計画及び予算に関する件・・・・・・・・ | 10 |
| (6) | 議案第 6 号 | 設立当初の共同代表及び監事に関する件・・・・・・ | 17 |

6 来賓あいさつ

7 閉 会

○ その他（説明・連絡事項など）

設立趣意

小櫃地区は、豊かな自然環境と農業を基盤とした暮らし、地域に根付いた伝統行事、そして人と人とのつながりに支えられてきた魅力ある地域です。一方で、少子高齢化や人口減少、担い手不足、地域コミュニティの希薄化、空き家の増加など、地域を取り巻く環境は大きく変化し、従来の形で地域を維持することが難しくなりつつあります。

こうした中、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という意識のもと、多様な主体が連携しながら持続可能な地域づくりを進めていく必要があります。

小櫃地区では、令和 7 年 3 月より設立に向けた準備会を立ち上げ、これまで 15 回にわたり協議を重ねてきました。多くの方々が参加し、世代や立場を超えた対話を通じて、小櫃の未来について議論を深めてきました。

その中で、「子どもたちが将来も住み続けたいと思える地域」「誰もが気軽に集い交流できる地域」「自然や農業、地域資源を活かした活力ある地域」といった将来像が共有されるとともに、少子化や担い手不足、農業や地域活動の課題が明らかになりました。

また、課題解決と将来像の実現に向け、地域資源を活用したイベントの開催や世代を超えた交流の場づくり、地域の魅力発信、農業の活性化などの取組の方向性が整理され、行政や外部の力も活用しつつ地域主体で進めることの重要性が確認されました。

これらの検討を踏まえ、地域課題の解決と魅力向上に向けた活動を継続的かつ組織的に推進するため、「小櫃てらす」を設立するものです。

本会は、地域住民、各種団体、事業者、行政等が連携し、小櫃地区の資源や特性を活かして地域課題の解決と魅力向上を図ることを主な取り組みとします。また、地域の内外を問わず、誰もが関わることのできる開かれた組織として、新たな担い手の発掘・育成にも取り組み、持続可能な地域づくりを推進します。

小櫃の未来は、そこに暮らす一人ひとりの思いと行動によって形づくられます。本会の設立を契機に、多くの皆様の参画を得ながら、次の世代へ誇りをもって引き継ぐことのできる地域づくりを進めていくことを決意し、設立の趣意とします。

令和 8 年 6 月 11 日

団体確認書

令和 8 年 6 月 1 1 日

小櫃てらす

小櫃てらすは、次に記載のとおり該当することを、令和 8 年 6 月 1 1 日に開催された設立総会において確認しました。

1. 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと
2. 政治上の主義の推進、支持、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと
3. 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと
4. 暴力団でないこと
5. 暴力団の統制下にある団体でないこと
6. 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ）の統制下にある団体でないこと
7. 暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にある団体でないこと

議案第3号 「小櫃てらす」規約に関する件

規 約

目次

- 第1章 総則(第1条～第4条)
- 第2章 運営及び監事(第5条～第9条)
- 第3章 会員(第10条～第13条)
- 第4章 総会及び運営委員会(第14条～第25条)
- 第5章 資産及び会計(第26条～第32条)
- 第6章 規約の変更及び解散(第33条～第35条)
- 第7章 雑則(第36条・第37条)
- 附則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、小櫃てらす（以下「本会」という。）と称する。

(所在地)

第2条 本会の事務所は、千葉県君津市俵田895番地4に置く。

(目的)

第3条 本会は、小櫃のなかに受け継がれてきた伝統や、地域コミュニティが培ってきたつながりを大切にしながら、農産物や自然、アクセスの良さなど小櫃の魅力を活かし、人が集まる活動を進める。これにより、未来に誇れる豊かな小櫃をみんなで育てていくことを目的とする。

(活動内容)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる非営利活動を行う。

- (1) 農業・食文化の振興に関する活動
- (2) 教育のまち・子どもの育成に関する活動
- (3) イベント・地域の魅力・情報発信に関する活動
- (4) 公民館の活用と新たな地域コミュニティづくりに関する活動
- (5) 地域インフラ・サービスに関する活動
- (6) 前各号に掲げる地域活動を行う個人又は団体の運営若しくは活動の支援に関する活動
- (7) 前各号に附帯する一切の活動
- (8) その他、本会の目的を達成するために必要な活動

第2章 運営及び監事

(種別)

第5条 本会に、共同代表（5名以内）を置く。

- 2 共同代表は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決により選任する。
- 3 共同代表の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 共同代表のうち1名を渉外活動の責任者とする。
- 5 本会に、事務局員を置くことができる。
- 6 事務局員は、共同代表が任免する。

(共同代表等の職務)

第6条 共同代表等の職務は、次のとおりとする。

- (1) 共同代表は、この規約に基づき本会の業務を統括し、これを遂行する。
- (2) 渉外活動の責任者は、外部団体との連絡・調整、事業に係る契約の締結、各種申請・届出等その他対外的な業務において本会を代表し、必要な手続きを行う。
- (3) 事務局員は、共同代表の指示のもと、本会の事務、会計その他の業務を補助する。

(監事)

第7条 本会に、監事を2名置く。

- 2 監事と共同代表は、相互に兼ねることができない。
- 3 監事は、総会において出席した会員の3分の2以上の議決により、選任するものとする。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 会計及び資産の状況を監査すること。
 - (2) 共同代表の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告を行うために必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(報酬等)

第8条 共同代表及び監事は、無報酬とする。ただし、その職務の執行に要した費用は、これを弁償することができる。

2 前項の規定に関し必要な事項は、共同代表が別に定めるものとする。

(解任)

第9条 共同代表及び監事が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会において出席した会員の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、その職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又はその他本会の役職者としてふさわしくない行為があったとき。

第3章 会員

(会員)

- 第10条 本会の会員は、第3条の目的に賛同し入会した正会員及び学生会員とする。
- 2 正会員は個人とし、本会の事業に参加するとともに、総会において議決権を有する。
- 3 学生会員は学生の個人（高校生年齢まで）とし、本会の事業に参加する。ただし、総会における議決権は有しない。

（入会）

- 第11条 会員として入会を希望する者は、別に定める入会届を運営委員会に提出するか、又は本会が指定するインターネット上の入会フォームから申請し、運営委員会の承認を得なければならない。
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、入会することができない。
- （1）暴力団その他反社会的勢力に所属し、又は関与している者
- （2）公序良俗に反する行為を行っている者
- （3）その他本会の目的に著しく反すると認められる者

（会費等）

- 第12条 会員は、本会の目的を達成するため、会費を納付しなければならない。会費の金額及び納付方法その他必要な事項は、総会の議決により別に定める。

（退会等）

- 第13条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
- （1）本人から退会の意思が運営委員会に示されたとき。
- （2）死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- 2 会員が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、運営委員会の議決を経て、その資格を停止し、又は除名することができる。
- （1）長期にわたり会費を滞納しているとき。
- （2）暴力団その他反社会的勢力に所属し、又は関与していることが判明したとき。
- （3）公序良俗に反する行為を行い、又は著しく社会的信用を損なう行為があったとき。
- （4）本会の名誉を毀損し、又は秩序を著しく乱したとき。
- （5）その他、会員として不適当と運営委員会が認めたとき。

第4章 総会及び運営委員会

（総会の種別）

- 第14条 本会の総会は、定例総会及び臨時総会の2種類とする。

（総会の構成）

- 第15条 総会は、正会員をもって構成する。

（総会の権能）

- 第16条 総会は、この規約に定める事項のほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

（総会の開催）

- 第17条 定例総会は、毎会計年度終了後3か月以内に開催するものとする。
- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催するものとする。

- (1) 共同代表が必要と認めたとき。
- (2) 正会員の3分の1以上から、会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第7条第4項第4号の規定により、監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第18条 総会は、共同代表が招集するものとする。

- 2 共同代表は、第17条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって会員に通知しなければならない。

(総会の議長)

第19条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出するものとする。

(総会の定足数)

第20条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第21条 総会の議事は、この規約の定めによる場合を除き、出席した正会員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長がこれを決する。

(会員の表決権)

第22条 正会員は、総会において、各1個の表決権を有する。

(総会の書面表決権等)

- 第23条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 2 前項の場合における第21条及び第22条の規定の適用については、当該正会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第24条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
- (3) 会議の目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名しなければならない。

(運営委員会)

第25条 運営委員会は、共同代表、事務局員、その他共同代表が指名する者をもって構成し、適宜必要に応じて開催するものとする。

- 2 運営委員会は、総会において議決された事項の執行に関する事項及び、その他総会

の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第26条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄附金品
- (3) 対価性のある事業から得られる事業収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第27条 本会の資産は、共同代表（会計担当）が管理し、その方法は運営委員会が定めるものとする。

(資産の処分)

第28条 本会の資産のうち、第26条第1号に掲げるものについて、別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において出席した会員の3分の2以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第29条 本会の経費は、資産をもって支弁するものとする。

(事業計画及び予算)

第30条 本会の事業計画及び予算は、共同代表が作成し、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該年度の予算が年度開始後においても総会の議決を得ていないときは、共同代表は、予算が議決されるまでの間、前年度の予算を基準として収入及び支出を行うことができる。

(事業報告及び決算)

第31条 本会の事業報告及び決算は、共同代表が事業報告書、収支報告書及び資産台帳を作成し、監事の監査を受けた上で、毎会計年度終了後3月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第32条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第33条 この規約は、総会において出席した会員の3分の2以上の議決を得なければ、変更することができない。

(解散)

第34条 本会は、総会において出席した会員の3分の2以上の承諾を得たときは、解散することができる。

(残余財産の処分)

第35条 本会が解散するときに有する財産は、総会において出席した会員の3分の2以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第7章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第36条 本会の事務所には、規約、会員名簿、総会及び運営委員会の議事録、収支に関する帳簿、資産台帳その他資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備え置かなければならない。

(委任)

第37条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、共同代表が定めるものとする。

附 則

この規約は、令和8年6月11日から施行する。

ただし、初年度の会計年度は、施行日から令和9年3月31日までとする。

議案第4号 設立当初の会費に関する件

会費の徴収に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、小櫃てらす（以下「本会」という。）の規約第12条の規定に基づき、本会の会費に関し必要な事項を定める。

(会費)

第2条 会員は、毎年度、別表に規定する額の会費を納入しなければならない。

2 納入された会費は、いかなる理由があっても返還しない。

(徴収の時期及び方法)

第3条 会費の納入は、本会からの通知に基づき、毎年6月末日までに全額を納入しなければならない。

2 納入方法は、本会指定の金融機関の口座への振込み、又は運営委員会へ直接持参し納入するものとする。

(年度途中に加入した会員の会費)

第4条 年度途中に加入した場合の会費は、加入日が会計年度の2分の1の期間を越えている場合は、半額とする。ただし、学生会員についてはこれを適応しない。

(改廃)

第5条 この基準の改廃は、運営委員会の議決を経て行うものとする。

附 則

この基準は、令和8年6月11日から施行する。

(別表第2条会費関係)

正会員	1, 000円
学生会員 (高校生年齢まで)	500円

「小櫃」は、ちょうどいい、イイ感じの田舎

1 「小櫃てらす」活動目的

小櫃のなかに受け継がれてきた伝統や、地域コミュニティが培ってきたつながりを大切にしながら、農産物や自然、アクセスの良さなど小櫃の魅力を活かし、人が集まる活動を進めていきます。これにより、未来に誇れる豊かな小櫃をみんなで育てていくことを目指します。

2 基本理念

自然の恵みと人のぬくもりを感じるをつくり、
次世代の担い手を育てる活動をしよう

3 行動姿勢

- ・人と人との出会い、つながりを大切にし、仲間の輪を広げます
- ・探求心、チャレンジ精神を持ち、小櫃の魅力を発信します
- ・未来につなげる組織を意識し、マイペースで活動します

4 今後取り組む主たる活動

今後取り組む主たる活動については、「小櫃地区地域づくり協議会準備会」にて検討した以下の活動を主たる内容とする。

- (1) 農業・食文化の振興に関する活動
- (2) 教育のまち・子どもの育成に関する活動
- (3) イベント・地域の魅力・情報発信に関する活動
- (4) 公民館の活用と新たな地域コミュニティづくりに関する活動
- (5) 地域インフラ・サービスに関する活動

令和8年度事業計画書

活動初年度においては、地域内外における本会認知度の向上と活動趣旨の理解促進を重点項目とし、会員数増加を主要目標とする。

なお、本会活動初年度の事業計画及び予算は、本会成立日から令和9年3月31日までとする。活動初年度は次の事業に取り組む。

(1) 全体での取り組み【主担当：運営委員会】

①広報・情報発信

SNS（Instagram等）、公式ホームページを通じて本会の活動情報を発信し、当会の認知度向上を目指す。

②全体イベント（OIMOプロジェクト）

【目的】

各グループ（農業食文化の振興、イベント・地域の魅力・情報発信、教育のまち・子どもの育成グループ等）と連携し、子どもから大人まで参加できる体験型事業として展開し、小櫃てらすの第1段階として、さつまいもの栽培、収穫、そして消費までの一覧のプロセスをシンプルな形で実施する「OIMOプロジェクト」を計画する。なお本事業は、サツマイモ植え付け栽培の都合上、本会設立前4月より準備、植え付けを行う。初期段階における参加者・地域の反応（インプレッション）をリサーチし、次年度以降の展開に向けた改善点を把握するための行事として位置づける。

【内容】

サツマイモ栽培については、用地から苗について、地域の農業関係者の協力を仰ぎ、子どもたちや協力いただける多くの方とともに植え付けから管理、収穫を行う。

まずは小櫃内での認知度の向上を図り、課題を抽出するトライアル的な位置付けとして実施する。中長期的に、地域内の認知の向上と併せて、地域外の参加者も取り入れてゆくことを視野に展開する。

12月には「OIMOプロジェクトファイナル」と位置付け、公民館の駐車場を使用し、植え付け収穫に加わった参加者や一般の参加者を募り、焼き芋の販売、芋料理（ふかし芋、さつま芋スティック等）を振る舞うもしくは販売するイベントを催す。また収穫の一部は地域食堂（あそんべ食堂）にて活用することで、子どもたちの食育の一環としても位置づける。

【スケジュール】

上半期	4月	5月	6月	7月	8月	9月
内容	企画会議 用地選定 芋苗調達 計画策定	用地整備 芋苗調達 植え付け	管理 除草等	管理 除草等	管理 除草等	管理 除草等
下半期	10月	11月	12月	1月	2月	3月
内容	収穫 イベント	追熟	OIMO-P ファイナル		評価 次年度以降 の計画立案	

(2) グループでの取り組み

① 農業・食文化の振興グループ

【目的】

小櫃地区は、米や野菜、果物、たまご等県内でも有数の農業地域である。「農」を通じた笑顔と活気あふれるコミュニティを形成することで、地域全体のウェルビーイング（幸福）の向上を目指したい。

初年度は「農」に興味を持っている人を集い、「農」を皆で楽しむことによって、より小櫃を知ってもらい内外にアピールしたい。

【内容】

1. 農業を楽しむ第一歩として「はじめての野菜作り」を企画し、講師を招き、座学で学習会を行い初心者が農業に触れるきっかけ作りを行う。会員が増えれば来年度は野菜作りを体験できるように実施も含めた「はじめての野菜作り」シリーズにつなげていく。将来的には休耕地を活用するなど畑のない人でも気軽に畑づくりを体感できる機会を提供していきたい。
2. 食文化を楽しむ第一歩は「太巻き寿司教室」を実施し食の伝統を次世代に繋げる活動を展開する。

【スケジュール】

上半期	4月	5月	6月	7月	8月	9月
内容		企画会議	企画会議	企画会議	企画会議	野菜作り学習会
下半期	10月	11月	12月	1月	2月	3月
内容	企画会議	野菜作り学習会	企画会議	太巻き寿司教室	企画会議	企画会議

② 教育のまち・子どもの育成グループ

【目的】

本グループでは、「小櫃のなかに受け継がれてきた伝統」や、「地域コミュニティが培ってきたつながり」を大切に、人が集まる場所、人と人との交流の場が活性化する活動を行う。子どもと大人が世代を超えともに活動、交流する機会を提供することで、体験を通じた遊びや学びの場を作り、「未来に誇れる」人材育成・児童健全育成につなげていく。

【内容】

1. 「あそんべ食堂」の活動協力

初年度としては、既に小櫃公民館にて月1回行われている「あそんべ食堂」への活動協力を行う。参加児童の見守りや世代間交流などの課題として協力が必要な事に対して、小櫃てらすメンバーのつながりを活かし、幅広い職歴・経験のある人材を紹介し課題解決へ協力する。

食堂運営者との交流、実際の活動へお手伝いをする形で「あそんべ食堂」活動への理解を深め、ともに課題解決に向けた活動を目指す。また、地元健全育成団体との連携を密にし、地域課題の共有や解決に向けた活動を行う。

2. 「この人のハナしをききたいプロジェクト」職場体験

身近なお父さんやお母さんの仕事内容を知り、仕事に対する興味の幅を広げる活動として、いろいろな職種の保護者を講師とし、仕事内容の説明や職場見学を行う。

【スケジュール】

上半期	4月	5月	6月	7月	8月	9月
内容	あそんべ食堂見学	あそんべ食堂見学	あそんべ食堂見学	かき氷 & 自由研究	ふるさと祭り実行委員と盆踊りを覚えよう	ふるさと祭り参加
下半期	10月	11月	12月	1月	2月	3月
内容	企画会議	このハナプロジェクト	振り返り	企画会議	このハナプロジェクト	振り返り

③ イベント・地域の魅力・情報発信グループ

【目的】

小櫃の魅力を内外にさらにアピールするために、内在する魅力的なコンテンツを棚卸しし、情報発信を実行してゆく。現状、地域の魅力を情報発信する手段として「ふるさと祭り」が長年開催されてきており、「ふるさと祭り」との協賛も鑑みながら、情報発信を実行してゆく。

【内容】

1. (仮称) たまごフェスタ

初年度は小櫃地区ふるさと祭りにおいて、農産物等（小櫃の名産である「たまご」）を取り入れたイベント「(仮称) たまごフェスタ」を開催し、小櫃の魅力の情報発信の一助とする。小櫃地区卵生産者のご協力により、たまごの直売やキッチンカーでのたまご料理の提供等、地産地消の販売促進を目指す。

【スケジュール】

上半期	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
内容	祭り事務局会議に参加	祭り実行委員会に参加 たまごフェスタ企画	祭り事務局会議に参加 たまご部会と連携	祭り事務局会議に参加 たまごフェスタ準備	祭り実行委員会に参加 たまごフェスタ準備	ふるさと祭りに参加 たまごフェスタ開催
下半期	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
内容	祭り事務局会議に参加	祭り実行委員会に参加			祭り事務局会議に参加 フェスタのまとめと次年度計画	

④ 地域インフラ・サービスグループ

【目的】

小櫃の魅力の一つである「アクセスの良さ」に着目し、現在の小櫃の良さやこれから目指していく良さを魅力として他地域の交流を図り、小櫃の魅力を発信することを目的とする。そのためには情報や交通のインフラの充実は大変重要であり、小櫃の現状を把握し課題を明確にする必要がある。

【内容】

情報・交通インフラ等多くの視点がある中、今年度は「小櫃てらす」スタート元年であるため、小櫃地区の現状の課題を整理することに重点を置き、特に地域医療サービス（小櫃診療所を中心に）についてのアンケート調査を行う。

【スケジュール】

上半期	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
内容					医療及び情報についてアンケート実施	ふるさと祭りに診療所ブース開設
下半期	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
内容	小櫃診療所所長と連携	課題整理	広報等によりアンケート結果報告		評価、次年度計画	

※月 1 回程度 必要に応じて開催する

⑤ 公民館活用グループ

【目的】

本グループでは、「小櫃公民館」を地域の居場所・活動拠点として維持し、より多くの人が利用できるよう、職員とともに支援していくこと、そして環境を整えていく。将来的に新たな地域コミュニティの場になるよう整備していく。

【内容】

公民館で活動するサークルに協力してもらい、サークル活動に児童を受け入れてもらい多種多様な経験をしてもらうことを目指す。児童受け入れ団体が増えることで、児童にとっては多くの経験ができ、興味関心が深まること、サークル団体にとってはサークル活動の活性化、会員の増加を期待する。

【スケジュール】

上半期	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
内容			サークル活動調査	サークル活動調査	受け入れ可能団体との交渉	文化祭準備
下半期	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
内容	文化祭へ参加協力	文化祭振り返り		公民館課題取り組み		次年度活動計画決定

令和 8 年度 予算

(1) 収入の部

項目	金額(円)	備考
1.会費	20,000	会費 1,000 円×正会員 20 名
2.寄付金	0	
3.各種事業収入	140,000	イベント参加料、弁当代等
4.市交付金	255,000	
合計	415,000	

(2) 支出の部

項目	金額(円)	備考
1.事務費	65,000	
(1)消耗品費	10,000	コピー用紙、ファイル等
(2)資料印刷費	35,000	チラシ、ポスター
(3)通信運搬費	20,000	HP サーバー代金(1,500/月)
(4)事務所経費	0	
2.会議費	0	
3.事業費	300,000	
(1)全体事業	90,000	保管用コンテナ、さつま芋購入代等
(2)教育のまち・子ども育成	20,000	講師謝礼、イベント材料費等
(3)イベント・地域の魅力	140,000	販売用卵購入、イベント景品等
(4)農業・食文化	40,000	講師謝礼、材料費代
(5)地域インフラ	10,000	協力御礼代
(6)公民館活用		
4.予備費	50,000	
合計	415,000	

議案第 6 号 設立当初の共同代表及び監事に関する件

設立当初の共同代表及び監事名簿

小櫃てらす

役 名	氏 名	居 所	役 割
共同代表	安藤 吉克	俵田	総務・書記
共同代表	小泉 淑江	末吉	総務・事務調整
共同代表	篠田 徹	三田	総務・会計
共同代表	藤田 一哉	俵田	総務・渉外責任者
共同代表	吉田 さやか	末吉	総務・広報

※「総務」には企画・渉外を含む

役 名	氏 名	居 所	役 割
監 事	新田 力男	俵田	規約第 7 条第 4 項に掲げる職務
監 事	渡辺 忠夫	三田	

(五十音順)